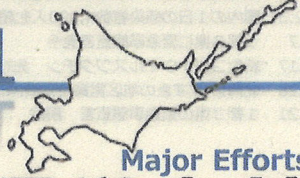


北海道労働局 2021 行政運営方針



Major Efforts



厚生労働省北海道労働局
労働基準監督署・公共職業安定所



第1 労働行政を取り巻く情勢

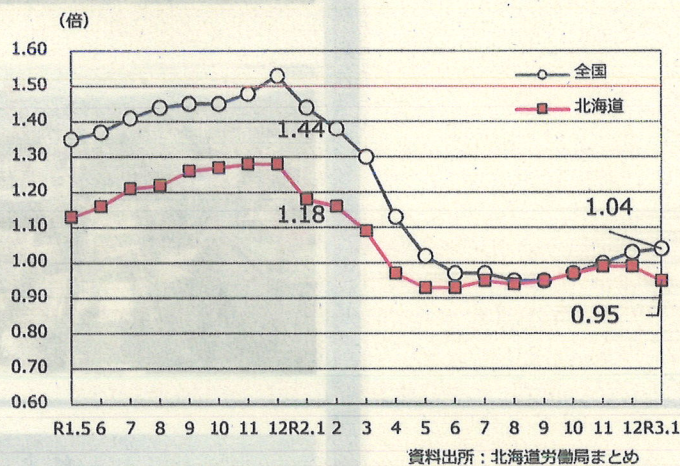
(1) 労働行政を取り巻く情勢

道内の雇用情勢は、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により求人が引き続き減少しており、求職者の増加もあいまって弱さが見られ、令和3年1月の有効求人倍率は、0.95倍と前年同月を0.23ポイント下回りました。

また、本道の合計特殊出生率は平成31年人口動態調査（確定値）で1.24と東京、宮城に次ぎ全国3番目に低い状況となっています。

さらに、人口は、2015年の538万人から2045年には約400万人になると推計されており、そのうち生産年齢人口は、2015年の320万人から2045年には193万人に減少することが見込まれています（人口、生産年齢人口共に日本の地域別将来推計人口（平成30年推計））。

有効求人倍率の推移



新型コロナウイルス感染症の主な出来事（令和3年3月21日まで）

- R2.1.6 中国武漢で原因不明の肺炎 厚労省注意喚起
- R2.1.15 国内で初めて感染確認
- R2.2.3 乗客の感染が確認されたクルーズ船 横浜港に入港
- R2.2.14 雇用調整助成金の特例を実施
- R2.2.28 北海道 新型コロナウイルス緊急事態宣言発表
- R2.3.9 小学校教育等対応助成金・支援金 創設
- R2.4.7 7都府県に緊急事態宣言発令
- R2.4.12 北海道・札幌市緊急共同宣言
- R2.4.16 緊急事態宣言全国に拡大
- R2.5.25 緊急事態宣言全国で解除
- R2.7.10 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金 受付開始
- R2.7.29 国内の1日の感染者数1,000人を超える
- R2.11.7 北海道 すずきの地区営業時短要請
- R2.12.31 国内の1日の感染者数4,000人を超える
- R3.1.7 1都3県に緊急事態宣言発令
- R3.2.17 新型コロナウイルスワクチン 先行接種開始
- R3.2.28 北海道 すずきの地区営業時短要請終了
- R3.3.21 1都3県の緊急事態宣言 解除

(2) ウィズコロナ・ポストコロナ時代、少子高齢化・生産年齢人口の減少への取組

北海道労働局は、新型コロナウイルス感染症が拡大を始めた令和元年度末以来、事業の継続や従業員の雇用維持に懸命に取り組んでいる企業への効果的な支援を重要な柱として、雇用調整助成金等による雇用維持に係る支援に努めており、継続して対策を講じていく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、雇用面での影響を受けやすい女性や非正規雇用労働者等の就労継続支援、労働者が安全で健康に働くための職場における感染防止対策の周知並びに感染者に対する迅速な労災補償についても、引き続き取り組みを進めていく必要があります。

そして、今後はこれに加え、ウィズコロナ・ポストコロナ時代の社会経済に対応する就職支援や「新しい働き方」に対応する職場環境の整備、安全で健康に働くことができる職場づくりを推進することも重要な課題となります。

そのため、テレワーク等の多様な働き方の定着支援やそれに対応した適切な労務管理の導入支援、また、雇用維持に対する支援と併せ、業種・職種・地域を超えた再就職等を促進するための、再就職支援や職業訓練、地方公共団体との連携による雇用対策等を強力に推し進める必要があります。

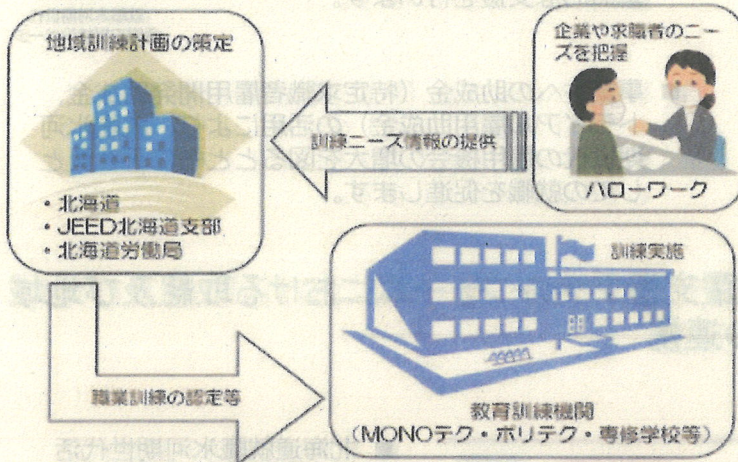
誰もが安心して働ける北海道を目指して、北海道労働局は労働基準監督署、ハローワークも含めた総合労働行政機関として雇用・労働施策を総合的、一体的に推進してまいります。

第2 ウィズ・ポストコロナ時代の雇用機会の確保

1 業種・地域・職種を超えた再就職等の促進

(1) 職業訓練を通じた職業スキルや知識の習得の促進

ニーズを踏まえた職業訓練の実施



- 公共職業能力開発施設や各種職業訓練実施機関等において、地域ニーズに応じた職業に必要な技能及び知識を習得するための職業訓練を推進します。



北海道内
ハロートレーニング

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等への業種・職種を超えた再就職等の支援



- 新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等（新型コロナ離職者）向けに、ニーズの高いハローワークに「JOB-チェンジサポートコーナー」を設置し、雇用吸収力の高い職種や分野への就職を促すなど、業種・職種を超えた再就職支援を推進します。
- 就労経験のない職業に就くことを希望する新型コロナ離職者の安定的な早期再就職支援を図るため、一定期間試用雇用する事業主に対して、試用雇用期間中の賃金の一部を助成（トライアル雇用助成金）します。

(3) 「雇用対策協定」等による地方公共団体との連携

- 北海道労働局と地方公共団体との間で締結した「雇用対策協定」「一体的実施事業協定」に基づき、地方公共団体が行う生活相談等と国の職業相談を一体的に実施する取組やUIターン事業等の地域の雇用対策を円滑かつ効果的に実施できるよう連携を図ります。



2 就職氷河期世代活躍支援プランの実施

(1) チーム制による伴走型支援



- 一人ひとりの課題に対応するため、札幌わかものハローワーク内及びハローワーク函館に設置している就職氷河期世代専門窓口において、重点的な支援を行います。

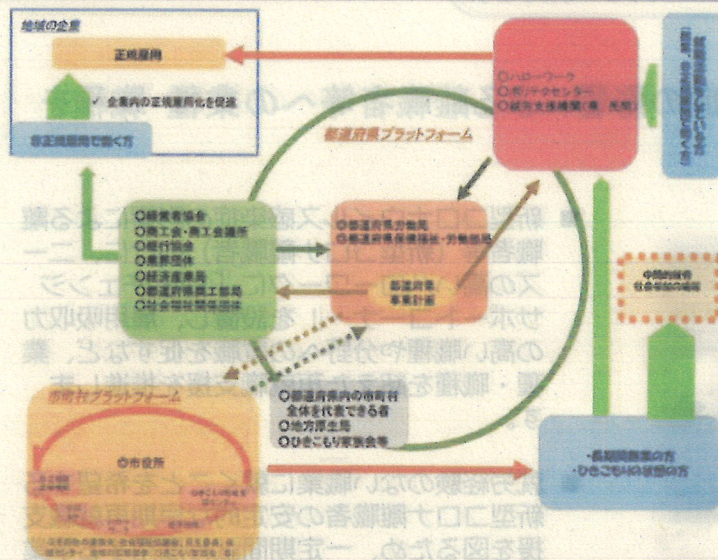


就職氷河期世代
活躍支援特設ページ

- 事業主への助成金（特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用助成金）の活用により、就職氷河期世代の雇用機会の増大を図るとともに正社員としての就職を促進します。

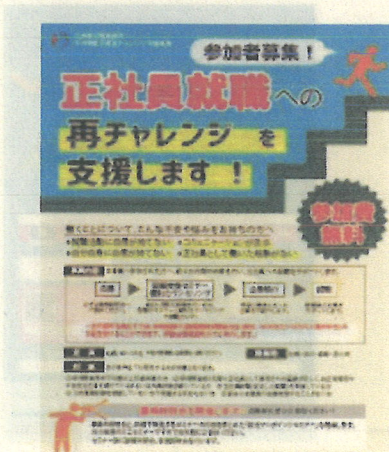
(2) 北海道就職氷河期世代活躍支援プラットフォームにおける取組及び地域若者サポートステーションとの連携

都道府県・市町村プラットフォームによる支援のイメージ図



- 北海道就職氷河期世代活躍支援プラットフォームにおいて、支援策の周知広報、就職氷河期世代の雇入れや正社員化等の支援に取り組むほか、新たに雇入れ等に係る好事例の収集・発信を行います。
- ハローワークと地域若者サポートステーション（サポステ）の連携体制を強化し、就職氷河期世代専門窓口において、定期的にサポステの相談窓口を開設し、連携した支援を実施します。

(3) 民間事業者のノウハウ等を活かした不安定就労者の就職支援の実施

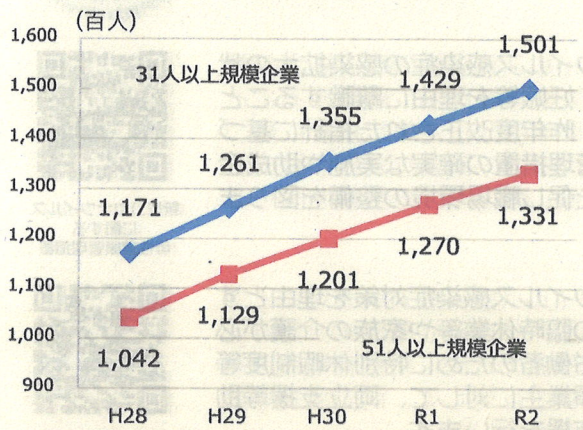


- 民間委託による成果連動型の「不安定就労者再チャレンジ支援事業」で、キャリアコンサルティング、職場実習等から就職あっせん、定着支援までを行い、安定就職につなげます。
- 「短期資格等習得取得コース事業」により、訓練と職場体験等を組み合わせ、正社員就職等安定雇用を支援する出口一体型の訓練を行います。

3 高齢者、障害者、外国人の雇用対策の推進

(1) 高齢者の就労・社会参加の促進

60歳以上の常用労働者の推移

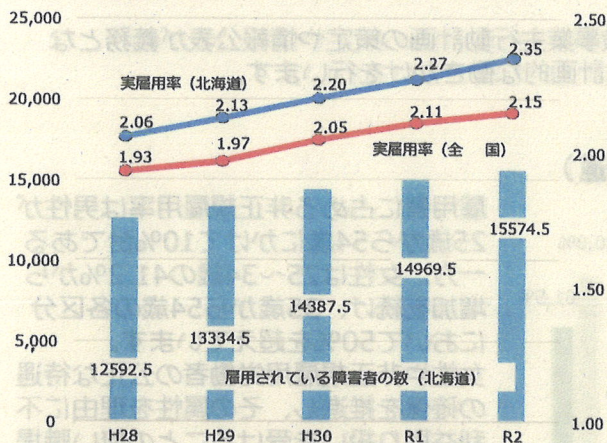


資料出所：北海道労働局まとめ

- 70歳までの就業確保措置を努力義務化した改正高齢法(令和3年4月1日施行)の周知のほか、65歳を超える定年引上げや継続雇用制度の導入等を行う企業、60歳から64歳までの高年齢労働者の処遇改善を行う企業への支援を行います。
- 道内12箇所のハローワークに設置している「生涯現役支援窓口」において、高齢者のニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や支援チームによる効果的なマッチング支援を強化します。
- 雇用確保措置を講じていない事業主に対して的確に助言・指導を行い、未実施企業を早期に解消するよう努めます。

(2) 障害者の就労促進

民間企業における障害者の雇用状況



資料出所：北海道労働局まとめ

- 令和3年3月1日に引き上げられた障害者雇用率を踏まえ、地域の関係機関と連携して、中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等の強化を図ります。
- 障害者就業・生活支援センターにおけるオンラインによる支援の活用等により就業支援を推進します。
- 大学等と連携して支援対象者の早期把握と就職準備から就職・職場定着までの一貫した支援を行います。
- 公務部門において、雇用される障害者の特性に応じた個別支援、障害に対する理解促進のための研修等を行います。

(3) 外国人に対する支援



- 増加傾向にある外国人労働者の労働災害を防止するため、外国人労働者の安全衛生確保対策の推進を図ります。
- 事業所訪問等による雇用管理状況の確認、改善のための助言・援助や外国人雇用管理アドバイザーによる相談・支援を行います。
- 外国人を雇用する事業主の雇用管理改善の取組に対する助成(人材確保等支援助成金)を行います。
- 特定技能外国人の円滑な職場・地域への定着支援を行うモデル事業を北海道と連携し実施します。
- ハローワーク札幌の「留学生コーナー」、「外国人雇用サービスコーナー」において外国人留学生及び定住外国人の就職を支援します。

4 女性活躍・仕事と家庭の両立支援の推進等

(1) 妊婦等に対する職場環境整備及び女性活躍推進法の対象拡大に向けた中小企業への支援等

働く妊婦・事業主の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症に関する 母性健康管理措置について

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、働く妊婦は、職場の作業内容によって、新型コロナウイルス感染症への感染について不安やストレスを抱える場合があります。こうした方の母性健康管理を適切に行うことが必要です。

- 働く妊婦の就業状況により、妊婦中・出産1年以内の女性労働者が妊娠検査・産後検査の際に不安やストレスを抱え、専業主婦化や離職、その結果として育児休業を取得する可能性があります。
- 働く妊婦の就業状況により、妊婦中・出産1年以内の女性労働者が妊娠検査・産後検査の際に不安やストレスを抱え、専業主婦化や離職、その結果として育児休業を取得する可能性があります。
- 働く妊婦の就業状況により、妊婦中・出産1年以内の女性労働者が妊娠検査・産後検査の際に不安やストレスを抱え、専業主婦化や離職、その結果として育児休業を取得する可能性があります。

母性健康管理措置には、他にも、以下のような措置があります。

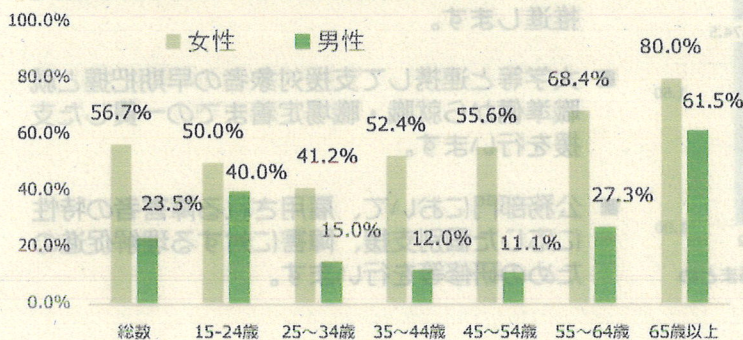
- 妊婦中の労働者に対する措置
- 産前・産後休業に関する措置
- 産前・産後休業に関する措置

このほか、産前・産後休業は、育児休業、育児休業給付金、育児休業の給付、育児休業の給付金等について、支給額等からの変更がなくても請求できます（労働基準法）。

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、妊娠等を理由に離職することの無いよう、昨年度改正された指針に基づく母性健康管理措置の確実な実施や助成金制度の活用を促し職場環境の整備を図ります。
- 新型コロナウイルス感染症対策を理由とする小学校等の臨時休業等や家族の介護が必要となった労働者のために特別休暇制度等を導入した事業主に対して、両立支援等助成金による支援を行います。
- 働き方改革推進支援助成金や両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース（新設））の活用を促し、不妊治療のための職場環境の整備に取り組む中小企業事業主を支援します。

令和4年度に改正女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や情報公表が義務となる常用労働者数101人以上の事業主に対して、計画的な働きかけを行います。

男女年齢階層別非正規雇用労働者の比率（北海道）



資料出所：総務省「労働力調査」（2020年平均）

雇用者に占める非正規雇用率は男性が25歳から54歳にかけて10%台である一方、女性は25～34歳の41.2%から増加を続け、35歳から54歳の各区分において50%を超えています。女性や非正規雇用労働者の公正な待遇の確保を推進し、その属性を理由に不利益取り扱いを受けることの無い職場環境が整備されるよう、引き続き取り組みます。

(2) 男性の育児休業取得の促進をはじめとする仕事と家庭の両立支援の推進



- 男性の育児休業取得を促進するため、労働者、事業主等に育児休業の制度や配偶者が妊娠・出産した際に個別に制度を周知するための措置を講じる等について、周知を行います。
- 仕事と育児の両立ができる職場環境整備に取り組んだ事業主に対する両立支援等助成金の活用を推進し、男女とも仕事と育児が両立できる職場環境の整備を図ります。



新型コロナウイルスに関する母性健康管理措置



女性活躍推進企業データベース



育児・介護休業法



両立支援等助成金

第3 ウィズコロナ時代に対応した労働環境の整備、生産性向上の推進

1 「新たな日常」における働き方改革実現に向けた取組

(1) 生産性を高めながら労働時間の縮減や賃金上げに取り組む事業者等の支援



■ 生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、働き方改革推進支援助成金により支援します。



働き方改革推進支援助成金

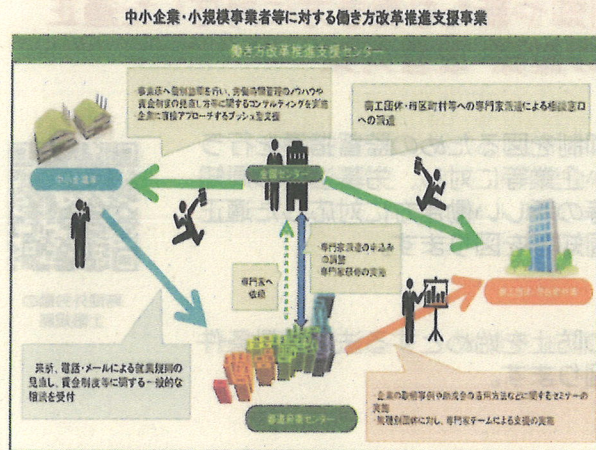
■ 業務改善助成金のコースの拡充により中小企業・小規模事業者の賃金上げを支援します。



業務改善助成金

■ 良質なテレワークを新規導入し、効果をあげた中小企業事業主に対し助成金（人材確保等支援助成金（テレワークコース）（新設））を支給し、支援します。

(2) 北海道働き方改革推進支援センターによる支援(労働局委託事業)



■ 厚生労働省が委託して実施する専門家派遣事業や関係機関との連携を図りつつ、中小企業・小規模事業者からの非正規雇用労働者の均等・均衡待遇の確保やテレワークの導入支援等の相談に対応します。

■ ウィズ・ポストコロナの時代の新しい働き方を踏まえた職場環境の整備について、個別訪問支援、出張相談、セミナー等に加え、新たに業種別団体等に対し専門家チームによる支援を実施する等、きめ細かい支援を行います。



北海道働き方改革推進支援センター

(3) 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保



■ パートタイム・有期雇用労働法に基づく報告徴収等の実施等により、法の確実な履行確保を図ります。併せて、同一労働同一賃金等の先行企業の事例収集・周知等の実施によりパートタイム労働者や有期雇用労働者と通常の労働者との均等・均衡待遇の確保の推進を図ります。



同一労働同一賃金特集ページ

2 ウィズコロナ時代に安全で健康に働くことができる職場づくり

(1) 職場における新型コロナウイルス感染防止対策等の推進

職場における新型コロナウイルス感染防止対策の実施のため、まず次に示す「取組の5つのポイント」が実施できているか確認しましょう。

～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染防止対策を実施するために、まず次に示す「取組の5つのポイント」が実施できているか確認しましょう。
- 「取組の5つのポイント」は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「職場における感染防止対策の取組例」を参考に取組の対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策を検討していただくため「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止のためのチェックリスト」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点がございましたら、都道府県労働局に相談ください。「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」にご確認ください。

～取組の5つのポイント～

実施できていない場合は

取組の5つのポイント

- テレワーク・時差出勤等を実施しています。
- 休業がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる取組を実施しています。
- 福利厚生の確保、定期的な換気、仕切り、マスク着用など、空気に気をつけています。
- 休憩所、更衣室などの「密の回避」で、換気などの「感染リスクが低まる「5つの場面」」での対策・呼びかけを行っています。
- 手洗い・手指消毒、換気システム、換気扇がある場所の消毒など、感染防止のための具体的な対策を行っています。

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署

■ 「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」が事業場において幅広く活用されるよう、あらゆる機会をとらえて周知徹底を図ります。



チェックリスト

■ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業に対する適切な労務管理に関する啓発指導、各種支援策の周知を実施します。

■ 新型コロナウイルス感染症に関する労災保険給付の相談には、具体的な取り扱い等を懇切丁寧に説明します。



新型コロナQ&A

■ 集団感染が発生した事業場が確認された場合等においては、必要に応じ、事業場などに対し労働者への請求勧奨の実施について積極的に依頼を行い、業務によって感染した労働者の労災請求が確実にされるよう努めます。

(2) 働き方改革における長時間労働の抑制、中小企業や適用猶予事業・業務を中心とした改正労働基準法等の周知や新たな働き方に対応した適正な労務管理の導入支援及び労働条件の確保・改善対策

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

厚生労働省

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です

厚生労働省

■ 長時間労働の抑制を図るための監督指導を行うとともに、中小企業等に対し、労基法等の周知やテレワーク等の新しい働き方に対応した適正な労務管理の周知等を図ります。

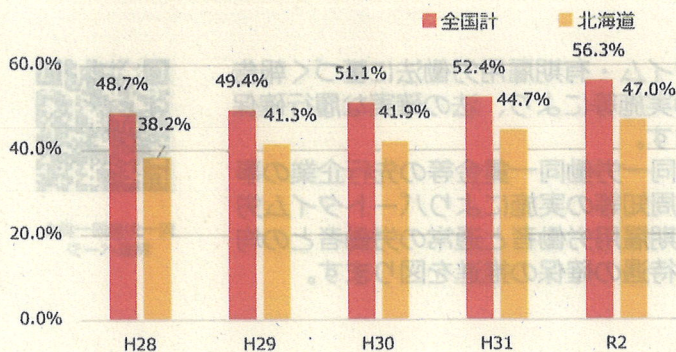


時間外労働の上限規制

■ 賃金不払残業の防止を始めとする法定労働条件の履行確保を図ります。

■ 外国人労働者、自動車運転者等の労働条件の確保については、関係機関と連携を図りつつ推進します。

年次有給休暇取得率の推移

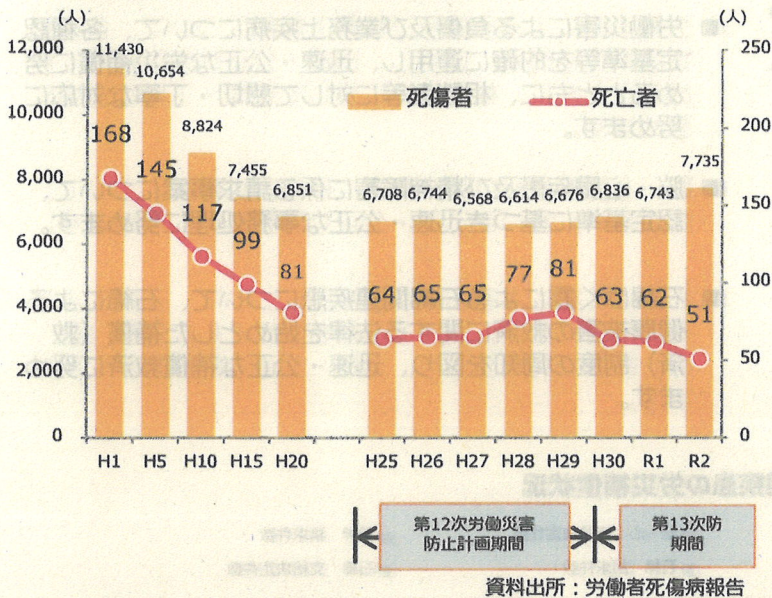


資料出所：厚生労働省「就労条件総合調査」

年次有給休暇の取得率は増加傾向にあります。全国平均に比べて低い割合となっています。年次有給休暇の時季指定義務の周知徹底や、時間単位年次有給休暇の導入促進の実施、長時間労働につながる取引環境の見直しを受けた、下請等中小事業者への「しわよせ」防止対策について周知啓発を進め、働き方・休み方改革を推進します。

(3)労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

全産業における死傷者数の推移

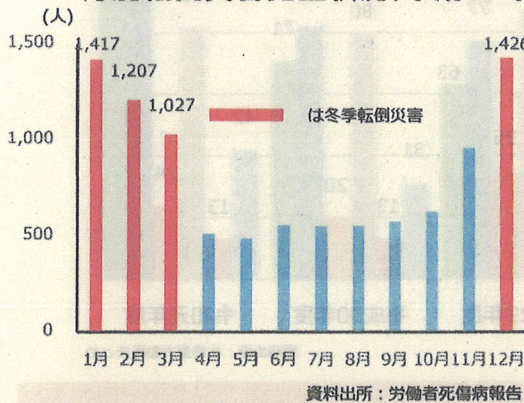


■ 本年度が4年目である第13次労働災害防止計画の北海道労働局目標に基づき、平成29年と比較して、令和4年までに労働災害による死亡者数を20%以上減少させること、及び、休業4日以上の死傷者数を5%以上減少させるため、次のとおり労働災害防止対策を一層積極的に推進します。



第13次労働災害防止計画

月別転倒災害発生状況(平成27年～令和元年)



■ 建設業、製造業、林業を中心に死亡災害の減少を最優先課題として取り組みます。

■ 死傷者数の4分の1以上を占める転倒災害及び冬季特有の労働災害の防止対策に取り組みます。



北海道冬季ゼロ災害運動



～働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場づくりを進めましょう～

皆さんの職場は、高齢者が安心して働ける環境になっていますか？

働く高齢者が増加（60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍）
労働災害のうち60歳以上の労働者が占める割合は1/4以上（2019年は27%）
労働災害発生率は、若年層に比べ高齢層で高い

＜年齢別・男女別の労働災害発生率＞
高齢者は被災しやすい！
年齢別発生率：60歳以上が最も高く、20歳以下が最も低い。
男女別発生率：男性が女性より発生率が高い。

＜年齢別の作業見込み期間の長さ＞
労働災害が重傷化しやすい！
年齢別見込み期間：60歳以上が最も長く、20歳以下が最も短い。

労働災害が防げば人手不足を招くおそれも…

安心して安全に働くことのできる職場づくりを！

エイジフレンドリーガイドライン（高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）を策定しました。（※平成27年度）

高齢労働者の安全対策のためのエイジフレンドリー補助金が新設されました！（※平成27年度）

厚生労働省・北海道労働局・労働基準監督署

■ 増加傾向にある高齢労働者の労働災害を防止するため、エイジフレンドリーガイドライン（高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）の普及促進を図ります。



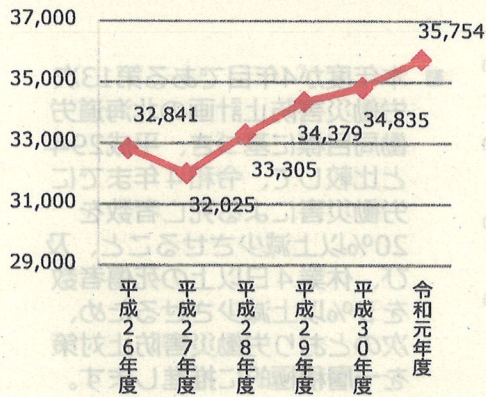
エイジフレンドリーガイドライン

■ 産業医・産業保健機能の強化を内容とする改正安衛法を周知し、その遵守を指導します。また、ストレスチェックの確実な実施等のメンタルヘルス対策の取組を促進します。

■ 化学物質を取り扱う事業場、石綿を使用した建築物の解体作業、トンネルの粉じん対策等について、法定措置の徹底遵守を図ります。

(4) 労災補償対策の推進

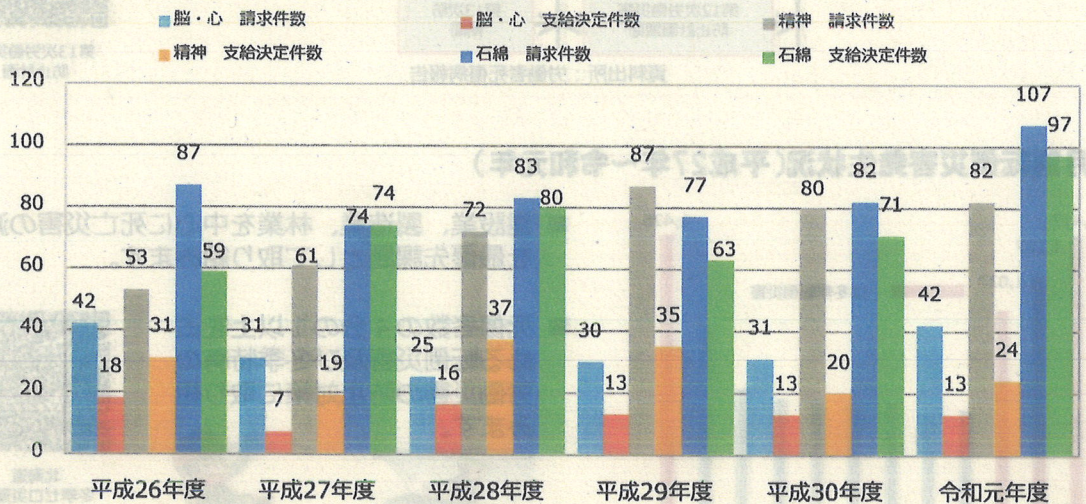
労災給付新規受給者数の推移



資料出所：北海道労働局まとめ

- 労働災害による負傷及び業務上疾病について、各種認定基準等を的確に運用し、迅速・公正な労災補償に努めるとともに、相談者等に対して懇切・丁寧な対応に努めます。
- 脳・心臓疾患及び精神障害に係る請求事案について、認定基準に基づき迅速・公正な事務処理に努めます。
- 石綿ばく露による石綿関連疾患について、石綿による健康被害の救済に関する法律を始めとした補償（救済）制度の周知を図り、迅速・公正な補償救済に努めます。

脳・心臓疾患、精神障害、石綿関連疾患の労災補償状況



資料出所：北海道労働局まとめ

3 最低賃金制度の適切な運営等



- 最低賃金の審議を行う北海道地方最低賃金審議会の円滑な運営に努め、北海道の最低賃金を決定します。
- 最低賃金額の周知・徹底とその履行確保を図ります。
- 賃上げが可能な環境整備に資するよう、中小企業・小規模事業者に対する支援を行います。
- 上記の中小企業等支援事業には次のような制度があります。

- 1 業務改善助成金
 - 2 北海道働き方改革推進支援センター
- ※ 最低賃金引き上げに向け中小企業等への専門家派遣・相談等の支援事業です。



北海道働き方改革推進支援センター

4 総合的なハラスメント対策の推進

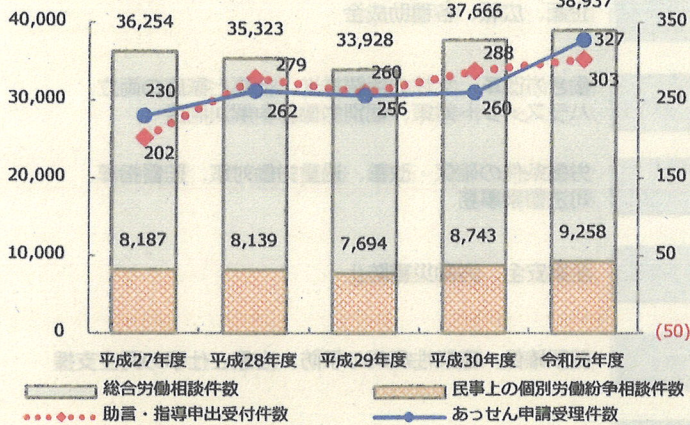


- パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等の職場におけるハラスメントの撲滅に向けて、説明会等による周知啓発の実施、事業主に助言・指導を行うほか、紛争解決援助制度等を活用し、事案の解決を援助します。
- 令和4年4月1日より中小企業においても義務化されるパワーハラスメント防止措置について、早期に措置が講じられるよう取り組みます。

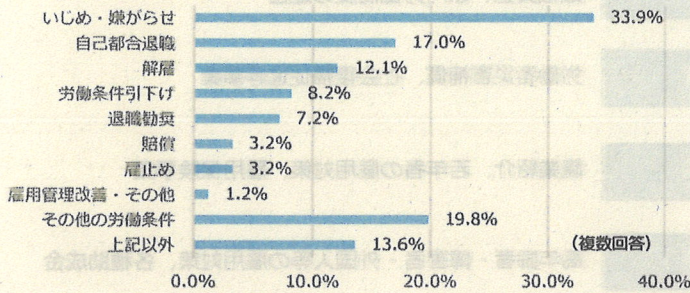


あかるい職場応援団

総合労働相談件数等の推移及び個別労働紛争の相談内容



- 個々の労働者と事業主の民事的なトラブル（個別労働関係紛争）について、あらゆる労働問題に関する相談にワンストップで対応する総合労働相談コーナーの運営や労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会による「あっせん」により、円満・迅速な解決が図られるよう努めます。



資料出所：北海道労働局まとめ

令和元年度に総合労働相談コーナーに寄せられた総合労働相談件数は個別労働紛争解決制度開始以来最多となり、相談内容は「いじめ・いやがらせ」が9年連続トップ、次いで「自己都合退職」、「解雇」、「労働条件引下げ」の順となっています。

また、「その他の労働条件」の相談として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で休業手当の相談が大きく増加しました。



総合労働相談コーナー

5 治療と仕事の両立支援



治療と仕事の両立支援

「働き続けたい」思いに応える職場づくりを支援します。

治療と仕事の両立支援ナビゲーター

- 「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を周知し、取組の促進を図ります。



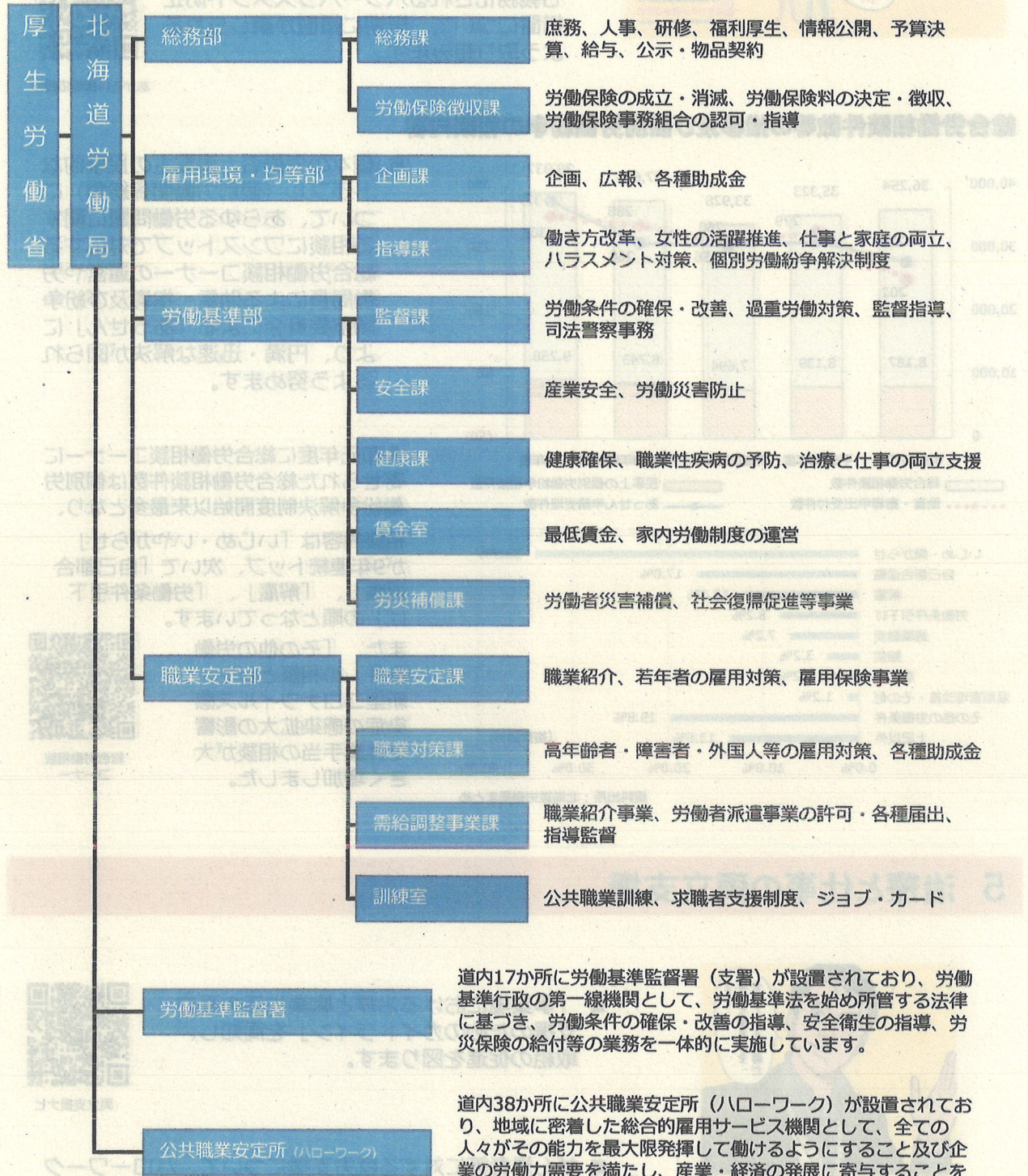
両立支援ナビ

- がん患者等に対する就労支援について、ハローワークの就職支援ナビゲーターとがん診療拠点病院等が連携して実施する相談支援体制の拡充を図ります。

労働局の組織と業務

誰もが安心して働ける北海道をめざして

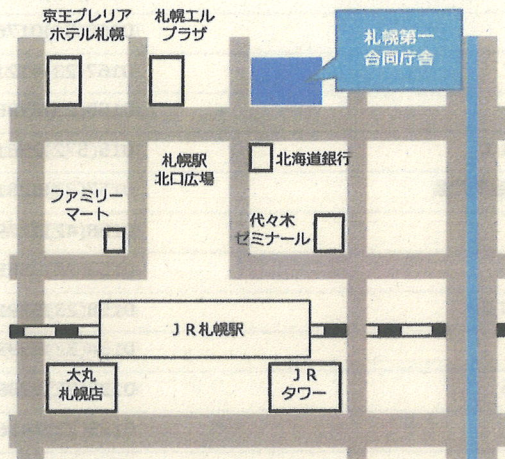
北海道労働局は、雇用環境・均等、労働基準、職業安定、職業能力開発の4行政を中心とする地方労働行政を総合的に推進するための国（厚生労働省）の機関です。



北海道労働局・労働基準監督署・ハローワーク所在地のご案内

1 北海道労働局

〒060-8566
札幌市北区北8条西2丁目1-1
札幌第一合同庁舎3・6・8・9階
(代)011(709)2311



部名	課名	合同庁舎フロア
総務部	総務課	9階南側
	労働保険徴収課	8階北側
雇用環境・均等部	企画課	9階南側
	指導課	9階南側
労働基準部	監督課	9階北側
	安全課	9階北側
	健康課	9階北側
	賃金室	9階北側
	労災補償課	9階北側
職業安定部	職業安定課	3階北側
	職業対策課	3階北側、6階北側
	需給調整事業課	3階南側
	訓練室	3階北側

2 労働基準監督署(本署16・支署1・駐在事務所1)

署名	住所	電話番号
札幌中央	〒060-8587 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第一合同庁舎	011(737)1191
札幌東	〒004-8518 札幌市厚別区厚別中央2条1丁目2-5	011(894)2815
函館	〒040-0032 函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎	0138(87)7605
江差駐在事務所	〒043-0041 檜山郡江差町字姥神町167 江差地方合同庁舎	0139(52)1028
小樽	〒047-0007 小樽市港町5-2 小樽地方合同庁舎	0134(33)7651
岩見沢	〒068-0005 岩見沢市5条東15丁目7-7 岩見沢地方合同庁舎	0126(22)4490
旭川	〒078-8505 旭川市宮前1条3丁目3-15 旭川合同庁舎西館	0166(99)4704
帯広	〒080-0016 帯広市西6条南7丁目3 帯広地方合同庁舎	0155(97)1243
滝川	〒073-8502 滝川市緑町2丁目5-30	0125(24)7361
北見	〒090-8540 北見市青葉町6-8 北見地方合同庁舎	0157(88)3983
室蘭	〒051-0023 室蘭市入江町1-13 室蘭地方合同庁舎	0143(23)6131
苫小牧	〒053-8540 苫小牧市港町1丁目6-15 苫小牧港湾合同庁舎	0144(88)8899
釧路	〒085-8510 釧路市柏木町2-12	0154(45)7835
名寄	〒096-0014 名寄市西4条南9丁目16	01654(2)3186
留萌	〒077-0048 留萌市大町2丁目12 留萌地方合同庁舎	0164(42)0463
稚内	〒097-0001 稚内市末広3丁目3-1	0162(23)3833
浦河	〒057-0034 浦河郡浦河町堺町西1丁目3-31	0146(22)2113
小樽俱知安支署	〒044-0011 虻田郡俱知安町南1条東3丁目1 俱知安地方合同庁舎	0136(22)0206

表紙写真(上から順)
ファーム富田(富良野市)・地球岬(室蘭市)・大通公園(札幌市)・
ひまわり畑(北竜町)・定山溪(札幌市)・摩周湖(弟子屈町)

労働基準監督署の
管轄区域はこちら



ハローワークの
管轄区域はこちら



3 ハローワーク(本所22・出張所8・分室8・プラザ等10)

所名	住所	電話番号
札幌	〒064-8609 札幌市中央区南10条西14丁目	011(562)0101
札幌東	〒062-8609 札幌市豊平区月寒東1条3丁目2-10	011(853)0101
江別出張所	〒067-0014 江別市4条1丁目	011(382)2377
札幌北	〒065-8609 札幌市東区北16条東4丁目3-1	011(743)8609
函館	〒040-8609 函館市新川町26-6 函館地方合同庁舎分庁舎	0138(26)0735
江差出張所	〒043-8609 檜山郡江差町字姥神町167 江差地方合同庁舎	0139(52)0178
八雲出張所	〒049-3113 北海道八雲町相生町108-8 八雲地方合同庁舎	0137(62)2509
旭川	〒070-0902 旭川市春光町10-58	0166(51)0176
富良野出張所	〒076-8609 富良野市緑町9-1	0167(23)4121
帯広	〒080-8609 帯広市西5条南5丁目2	0155(23)8296
池田分室	〒083-0022 中川郡池田町字西2条2丁目10	015(572)2561
北見	〒090-0018 北見市青葉町6-8 北見地方合同庁舎	0157(23)6251
遠軽出張所	〒099-0403 紋別郡遠軽町1条通北4丁目	0158(42)2779
美幌分室	〒092-0004 網走郡美幌町仲町1丁目44	0152(73)3555
紋別	〒094-8609 紋別市南が丘町7丁目45-33	0158(23)5291
小樽	〒047-8609 小樽市色内1丁目10-15	0134(32)8689
余市分室	〒046-0004 余市郡余市町大川町2丁目26	0135(22)3288
滝川	〒073-0023 滝川市緑町2丁目5-1	0125(22)3416
砂川出張所	〒073-0166 砂川市西6条北5丁目1	0125(54)3147
深川分室	〒074-0001 深川市1条18-10	0164(23)2148
釧路	〒085-0832 釧路市富士見3丁目2-3	0154(41)1201
室蘭	〒051-0022 室蘭市海岸町1丁目20-28	0143(22)8689
伊達分室	〒052-0025 伊達市網代町5-4	0142(23)2034
岩見沢	〒068-8609 岩見沢市5条東15丁目7-7 岩見沢地方合同庁舎	0126(22)3450
稚内	〒097-8609 稚内市末広4丁目1-25	0162(34)1120
岩内	〒045-8609 岩内郡岩内町相生199-1	0135(62)1262
俱知安分室	〒044-0011 虻田郡俱知安町南1条東3丁目1 俱知安地方合同庁舎	0136(22)0248
留萌	〒077-0048 留萌市大町2丁目12 留萌地方合同庁舎	0164(42)0388
名寄	〒096-8609 名寄市西5条南10丁目2-2	01654(2)4326
士別出張所	〒095-8609 士別市東4条3丁目1-17	0165(23)3138
浦河	〒057-0033 浦河郡浦河町堺町東1丁目5-21	0146(22)3036
静内分室	〒056-0017 日高郡新ひだか町静内御幸町2丁目1-40 静内地方合同庁舎	0146(42)1734
網走	〒093-8609 網走市大曲1丁目1-3	0152(44)6287
苫小牧	〒053-8609 苫小牧市港町1丁目6-15 苫小牧港湾合同庁舎	0144(32)5221
根室	〒087-8609 根室市弥栄町1丁目18 根室地方合同庁舎	0153(23)2161
中標津分室	〒086-1002 標津郡中標津町東2条南2丁目1-1 中標津経済センタービル1階	0153(72)2544
千歳	〒066-8609 千歳市東雲町4丁目2-6	0123(24)2177
夕張出張所	〒068-0403 夕張市本町5丁目5	0123(52)4411
マゼースハローワーク札幌	〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目 大樹生命札幌共同ビル5階	011(233)0301
札幌わかものハローワーク	〒060-8526 札幌市中央区北4条西5丁目 大樹生命札幌共同ビル7階	011(233)0202
ハローワークプラザ札幌	〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目 大樹生命札幌共同ビル5階	011(242)8689
札幌新卒応援ハローワーク	〒060-8526 札幌市中央区北4条西5丁目 大樹生命札幌共同ビル9階	011(233)0222
ハローワークプラザはこだて	〒041-0806 函館市美原1丁目4-3 函館市立石沢ビル	0138(45)8609
しごとプラザ帯広	〒080-0012 帯広市西2条南12丁目4 15号帯広東館2階	0155(26)1810
ハローワークプラザ釧路	〒085-0016 釧路市錦町2-4 釧路75ビル2階	0154(23)8609
ハローワークプラザ中島	〒050-0074 室蘭市中島町2丁目24-1 粟林中島ビル1階	0143(47)8103
ハローワークプラザ苫小牧	〒053-0022 苫小牧市表町5丁目11-5 ふれんどビル3階	0144(35)8689
ハローワークプラザ北24	〒001-0024 札幌市北区北24条西5丁目1-1 札幌カンパザ1階	011(738)3163